

岩手県告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 九戸郡軽米町大字晴山第2地割字向山岸38の16、38の20、38の34
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅